

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長事務代理
大臣官房審議官 坂口 勝一

関税法基本通達等の一部改正について

財務省組織規則の一部を改正する省令(平成 19 年財務省令第 40 号)の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「関税評価に係る事前教示制度について」(平成 17 年 6 月 21 日財関第 806 号)は廃止する。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 特例法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号)の一部を次のように改正する。

別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 1 . 税関様式 C 第 1000 号—5 の次に別紙 4 から別紙 10 のように加える。
- 2 . 税関様式 C 第 1001 号の次に別紙 11 のように加える
- 3 . 税関様式 C 第 1002 号を別紙 12 のように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲

げるように改める。

第5 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 歩留事務提要の制定について（昭和45年6月1日蔵関第1282号）の一部を次のように改正する。

別紙16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和55年6月13日蔵関第676号）の一部を次のように改正する。

別紙17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和60年3月27日蔵関第320号）の一部を次のように改正する。

別紙18「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第10 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）の一部を次のように改正する。

別紙19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第241号）の一部を次のように改正する。

別紙20「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第12 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）の一部を次のように改正する。

別紙21「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第13 輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第247号）の一部を次のように改正する。

別紙22「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第14 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第249号）の一部を次のように改正する。

別紙23「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るように改める。

第 15 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 269 号)の一部を次のように改正する。

別紙 24「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 16 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号)の一部を次のように改正する。

別紙 25「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 17 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号)の一部を次のように改正する。

別紙 26「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。